

令和 7 年 6 月 2 7 日

（名称）葛城市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

葛城市の公共交通は、主に通勤・通学など都市間の輸送を担う鉄道（近鉄、JR）、主に通院、買い物、通勤・通学の移動手段である路線バス（奈良交通）とタクシー、そして、市内の公共施設間の移動手段であるコミュニティバスにより、概ね市内全域に公共交通のサービスが提供されている。

しかし、近年、公共交通の利用者は減少傾向にあり、鉄道駅の無人化、鉄道・路線バスの減便など地域公共交通を取り巻く環境は、厳しさを増しているところである。一方で、全国の市町村と同様に、本市においても少子高齢化が進んでおり、将来的には約 3 割の方が高齢者になることが予測され、また、市内では勾配のある地形により、日常生活する上で徒歩による外出が負担となっている地域や公共交通の利用が不便な地域も存在する。

以上のことから、本市では、地域公共交通の問題等を解決するため、市の公共交通の現状や住民ニーズを把握して、本市に適した生活交通ネットワークの確保が重要であると考えている。

本計画の対象路線である環状線ルートは、公共施設（庁舎、福祉施設等）、鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を目的にしており、地域公共交通確保維持事業はその実現に必要な事業である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## （1）事業の目標

環状線ルート及びミニバスルート（A・B・Dルート）における 1 日当たりの平均利用者数は、令和 2 年度にはコロナウイルス感染症の影響により 81.6 人/日まで大きく減少していたが、社会活動の回復とともに増加しており、令和 6 年度には 144.37 人/日となり、令和 5 年度に引き続いてコロナ禍以前を上回る利用者数となった。なお、内訳としては、環状線ルートが 109.34 人/日、ミニバスルート（A・B・Dルート）が 35.03 人/日となっている。

令和 8 年度は、さらなる利用者増加を目指し、環状線ルートにおける目標を 117.0 人/日（直近年度の実績 7%増加 ※前年度の増加率と同等）とする。

また、収支目標については運行経費から運賃収入・国庫補助金を差し引いた赤字額を 5,000 万円未満とし、当該赤字額を葛城市負担額の目標額とする。

(2) 事業の効果	
<p>地域公共交通確保維持事業の実施により、次のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設、鉄道駅等へのアクセス向上等、住民の生活の質の向上</li> <li>・ 安全で効率的な公共交通サービスの提供</li> <li>・ コミュニティバス、路線バス等の利用者数の増加</li> </ul>	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定時性確保に向けた環状線バスの改善に向けた検討（葛城市・事業者）</li> <li>・ 公共交通サービスを使ったお出かけを促すためのマイ時刻表の発行（葛城市）</li> <li>・ 乗換案内サイトへの対応など公共交通に関する情報の見える化の推進（葛城市） （葛城市地域公共交通計画 P 37～52 参照）</li> </ul>	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る環状線ルートについて、その運行費用総額は約4,900万円であり、葛城市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額を負担することとしている。</p>	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
<p>利用者数や収支について、運行事業者により提供される乗降客数、運賃収入額などの数値指標によるモニタリング・評価を実施 （葛城市地域公共交通計画 P 53 参照）</p>	
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
該当なし	

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

別紙（地域内フィーダー系統）

・令和4年 6月10日	地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について協議
・令和4年 8月29日	実証運行計画の策定について協議
・令和5年 3月17日	令和5年度のスケジュール（案）について協議 令和5年度の予算（案）について協議 葛城市公共交通の無償化について協議
・令和5年 6月20日	地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について協議
・令和5年 12月 7日	公共交通に関するアンケート調査について協議
・令和6年 3月27日	アンケート調査の結果について 予約型乗合タクシーの見直しに向けた方向性について協議 地域公共交通計画の改訂について協議 令和6年度のスケジュール（案）について協議 令和6年度の予算（案）について協議 葛城市公共交通の無償化について協議
・令和6年 6月24日	地域公共交通計画の別紙（案）について協議
・令和7年 3月24日	芝桜まつり開催日のミニバスD寺口ルートの運行変更について協議 令和7年度のスケジュール（案）について協議 令和7年度の予算（案）について協議 葛城市公共交通の無償化について協議
・令和7年 6月27日	地域公共交通計画の別紙（案）について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

葛城市地域公共交通活性化協議会の委員として、区長会、商工会、寿連合会、民生委員、市議会より参加いただき、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者（市民）の意見が一定反映されている。なお、会議資料や会議録は市ホームページにて公開している。

また、葛城市地域公共交通計画の策定にあたり、公共交通の利用状況などを把握するため市民を対象とした住民アンケート、コミュニティバス等の利用者を対象として利用者アンケート、計画素案に対するパブリックコメントなどを実施した。パブリックコメントでは、用語等が分かりにくい旨の意見などがあったが、計画そのものへの意見は無かった。なお、上記の意見を受け、注記を追加するなど、分かりやすいものとなるよう修正を行った。

20. 大和高田市における葛城市コミュニティバス環状線ルートの位置付け

葛城市コミュニティバス環状線ルートは、葛城市住民の生活交通として必要なものであり、大和高田市内の停留所は高田市立病院停留所のみであることから、大和高田市住民の利用を想定しておらず、大和高田市地域公共交通計画に生活交通として補助対象系統へ位置付ける予定はない。また、運行経費について大和高田市は費用を負担していない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 奈良県葛城市柿本166番地

（所 属） 葛城市 企画部 企画政策課

（氏 名） 榮井 一義

（電 話） 0745-44-5016（ダイヤルイン）

（e-mail） kikaku@city.katsuragi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
葛城市	奈良交通(株)	(1) 環状線A	忍海	(外回り)いきいきセンター前・道の駅かつらぎ・ゆうあいステーション	忍海	往 24.1km (循環)	357日	1428回			路線定期運行	①		③
	奈良交通(株)	(2) 環状線B	忍海	(内回り)ゆうあいステーション・道の駅かつらぎ・いきいきセンター前	忍海	往 24.0km (循環)	357日	1071回			路線定期運行	①	忍海停留所で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。	③
	奈良交通(株)	(3) 環状線C	忍海	(外回り)いきいきセンター前・道の駅かつらぎ・當麻観光駐車場	忍海	往 21.5km (循環)	357日	357回			路線定期運行	①		③
	奈良交通(株)	(4) 環状線D	忍海	(内回り)道の駅かつらぎ・いきいきセンター前	忍海	往 21.3km (循環)	357日	714回			路線定期運行	①		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	葛城市
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	20,350
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
奈良県地域公共交通計画	令和5年3月	—
葛城市地域公共交通計画	令和4年3月	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)